

白河市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成26年度定期監査（第二期）の結果に関する報告を、同条第9項及び白河市監査委員条例第8条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月26日

白河市監査委員 有 賀 秀 晴

白河市監査委員 深 谷 政 男

# 平成 26 年度定期監査（第二期）結果報告書

## 1 監査の対象

教育委員会事務局、各庁舎教育振興課及び出先機関・教育機関の平成 25 年度財務事務に係る事務執行状況

## 2 監査実施期間

平成 26 年 1 月 4 日～平成 26 年 1 月 25 日

## 3 監査の範囲

平成 25 年度の一般会計・特別会計において執行された使用料及び手数料、財産貸付収入・財産売払収入、寄附金に係る事務執行並びに現金取扱い等が適正かつ効率的に行われているかについて定期監査を実施した。

## 4 監査の方法

提出された書類と資料等の内容について照合し、検討を加え、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。

## 5 監査の結果

今回、監査対象とした事務の執行については、おおむね適正であると認められたが、次の事項については、「白河市監査結果等の取扱要領」に定める指摘事項に該当するものと認められたので、内容を十分把握して必要な措置を講じるとともに、今後の事務処理において万全を期されたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書及び口頭で措置を促した。

○ 行政財産使用料 ・ 収入事務処理の不備 【大信公民館】